

平成24年度（平成23年分）個人の市県民税は？

平成24年度から
個人市県民税の扶養控除
が変わりました

■年齢16歳未満の人に
対する扶養控除が廃止
一般の扶養親族のうち、年齢16歳
未満（生年月日が平成8年1月2日
以降）の人に対する扶養控除（33万
円）が廃止となりました。

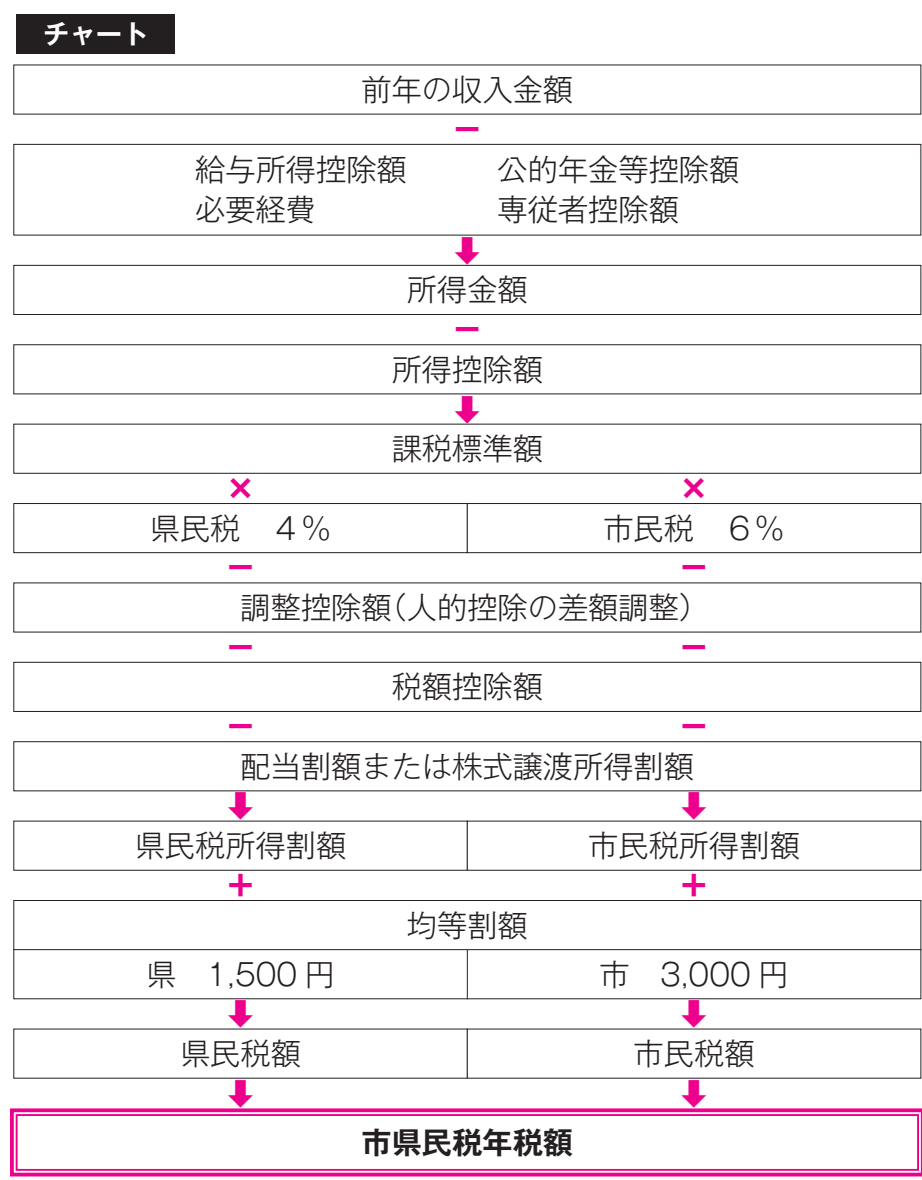
■特定扶養親族（年齢16歳以上23歳
未満）の範囲が変更
特定扶養親族のうち、年齢16歳以
上19歳未満（生年月日が平成5年1
月2日～平成8年1月1日まで）の
人に対する扶養控除の額が33万円
（改正前：45万円）となりました。

この改正に伴い、特定扶養親族の
範囲を年齢19歳以上23歳未満の扶養
親族に変更し、年齢16歳以上19歳未
満は控除対象の一般扶養親族となり
ました。

なお、年齢23歳以上70歳未満を控
除対象とする扶養控除（33万円）と
年齢70歳以上の老人扶養親族（38万
円）、同居老親加算（7万円）につい
ては、これまで通りで変更はありません。

税額の計算

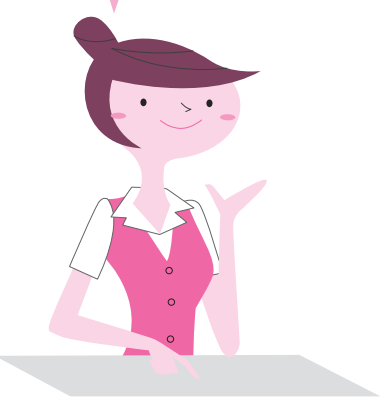
平成24年度（23年分）個人の市県民税の税額計算方法は昨年と同様です。
（分離所得を含まない標準的な計算の流れです）



※個人の市県民税の計算方法、非課税の基準など、くわしくは佐賀市ホームページを参照
ください。

個人の市県民税は、市や県が皆さんの日常生活に直接結びついたサービスなどを提供するために、必要な経費を皆さんに広く分担しあっていたりもしています。

よりよい行政サービスのため、税の正しい申告、適切な納税をお願いします。



問い合わせ
本庁 市民税課
個人課税係
TEL 40・7062
FAX 25・5408

変更後（平成24年度） ← 変更前（平成23年度）

控除額	変更後（平成24年度）				変更前（平成23年度）					
	16歳未満扶養親族	一般扶養親族	特定扶養親族	同居老親加算7万円あり 老人扶養親族	一般扶養親族	特定扶養親族	一般扶養親族	同居老親加算7万円あり 老人扶養親族		
0円	33万円	45万円	33万円	38万円	33万円	45万円	33万円	38万円		
扶養親族の年齢	～15歳	16歳～18歳	19歳～22歳	23歳～69歳	70歳～	～15歳	16歳～18歳	19歳～22歳	23歳～69歳	70歳～
	控除対象扶養親族				扶養親族					
	扶養親族				扶養親族					

※年齢16歳未満の扶養親族は、扶養控除の適用はありませんが、障害者控除は適用されます。

市税のQ&A

- Q** 私は、平成23年10月に会社を退職し、平成23年12月に納税通知書により市県民税を納めました。その後仕事をしていませんでしたが、平成24年6月にも納税通知書が送られてきました。どうしてでしょうか？
- A** 市県民税は、前年中の所得に基づき課税されます。給与天引き（特別徴収）の場合は、通常6月から翌年5月までの12回で給与から差し引かれます。平成23年12月に納めていただいた市県民税は、平成22年中の所得に基づき課税された平成23年度分の市県民税のうち、退職により給与から天引きできなくなった残額です。
- また、平成24年6月に送られてきた納税通知書は、平成23年中の所得（平成23年1月から12月までの所得）に基づき課税された平成24年度分の市県民税です。
- Q** 年の途中で引っ越した場合、市県民税はどこへ納めるのですか？
- A** 市県民税は、その年の1月1日現在に住んでいた市町村が課税することになっています。平成24年度の市県民税については平成24年1月1日にお住まいだった市町村に納めることとなります。
- Q** 私は夫の扶養親族になっていますが、私も納税通知書が送られてきました。扶養親族であっても市県民税は課税されるのですか？
- A** 扶養親族であっても、前年中に315,000円を超える所得（給与の収入金額であれば965,000円超）があれば、市県民税が課税されます。
- Q** 所得税の確定申告での所得控除額と市県民税の納税通知書に記載されている所得控除額が違います。どうしてでしょうか？
- A** 所得税と市県民税では所得控除額の算定方法が一部異なります。

用語解説

- ◆ **所得金額**
所得の種類に応じて、その収入金額から必要経費（給与所得者の場合は給与所得控除額、公的年金受給者の場合は公的年金等控除額）を差し引いた金額です。
- ◆ **所得控除額**
配偶者や扶養をしている親族がいるなど個人的な事情を考慮するため、所得金額から差し引く金額です。
- ◆ **課税標準額**
所得金額から所得控除額を差し引いたもので、市県民税の所得割額を計算するうえで基準となる金額です。
- ◆ **税率**
税率は10%です。（分離所得にかかる税率は、個別に規定があります）
- ◆ **調整控除額**
所得控除のうち、基礎控除や扶養控除、障害者控除などの人的控除は、市県民税と所得税で控除額が異なるため、その差額に基づいて市県民税の負担増を調整する控除です。
- ◆ **税額控除額**
配当所得などがある人が受けられる控除の金額です。
- ◆ **所得割**
所得割は前年1年間の所得に応じて、上記の方法で計算する税額です。
- ◆ **均等割**
市民の皆さんに均等に負担いただくもので、税額は4,500円です。